

令和5年第7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年7月10日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義
清水 健吉 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲
村木 慎一 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子
梶下 信孝 ・ 山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊東 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 加納 康男 ・ 栞原 修司 ・ 神山 肇
酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

主幹 多田 有里 副主幹 佐藤 智香
主査 小木曾高志 主査 高橋 伸和
主査 中村 修 副主査 池場 由佳
主任 三輪 幸

関係者

経済部技術審議監 梅村 昌司

議 事

- 議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
-
- 報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第7回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中19名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議案に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思えます。

それでは、議席番号16番高橋美穂子委員、議席番号17番相下信孝委員の両委員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

【酒井委員離席】

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第33号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転13件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第33号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

それでは、2ページをお願いします。

1番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番から5番、鷺山地区の申請は、農業経営の合理化による所有権移転です。

6番、木田地区の申請は、農業経営開始のための所有権移転です。829平方メートルの畑を譲渡人から譲受人の3人が譲り受け、野菜及び果樹を栽培するものです。

4ページをお願いします。

7番、黒野地区の申請は、譲渡人の妻と子に農業経営を承継するための所有権移転です。

8番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5 ページをお願いします。

9 番、鶉地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

10 番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6 ページをお願いします。

11 番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

12 番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。農業経営を開始するため、計 2,026 平方メートルの田を譲り受け、所有している馬のための牧草を栽培するものです。

13 番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。受人は草食動物のブリーディングをしており、その飼料として牧草を栽培するため、計 347 平方メートルの田畑を譲り受け、農業経営を開始するものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 33 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1 番、長良地区は、事務局より説明をお願いします。

小木曾主査

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、世帯において所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2 番から 5 番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

2 番から 5 番の申請は、農業経営を合理化するために、農地を交換するものです。

申請地では、野菜及び水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6 番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
6月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、野菜及び果樹を栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めについても承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。
続きまして、7番及び8番、黒野地区は、野々村委員、お願いします。

野々村委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田の持分を譲り渡すものです。
渡人が単独で所有していた農地について、受人との共有に変更するものです。
6月15日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に、現地立ち会いを行いました。
申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。
続きまして、8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
6月15日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に、現地立ち会いを行いました。
申請地では、野菜を栽培される予定です。
どちらの受人も、他の農地も適正に管理されており、地域の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、9番、鶉地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すものです。
6月22日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、受人の父親と共に、現地確認を行いました。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、今回の申請地の隣地を所有しておられます。所有する他の農地も適正に管理され、また、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番及び11番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

6月29日に農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員と共に、現地立ち会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

11番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

6月29日に農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員と共に、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、12番、三輪厳美地区は、福田正義委員、お願いします。

福田委員

12番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では受人が所有する競技馬のための飼料を栽培される予定です。

受人は、地域の地域の取り決めなども承知され、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、13番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

13番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田畑を譲り渡すものです。

6月26日に農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員と共に、現地立ち会いを行いました。

申請地では譲受人の実家にてペット（草食動物）の繁殖・飼育・販売を行っており、その過程で必要な草食動物用飼料を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第 33 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 33 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

【酒井委員復席】

議 長

続きまして、議案第 34 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、2 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 34 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
8 ページの総括表をご覧ください。
今回は、2 件、271.57 平方メートルです。
9 ページをお願いします。
1 番、西郷地区の申請は、引き続き、営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備において農用地として利用すべき土地として定められた区域の農地です。
農振農用地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。
営農型太陽光発電施設とは、通常太陽光発電施設と異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では適切な営農を継続するものです。
申請者は、この申請地において営農型太陽光発電施設による一時転用の許可を、令和 2 年 7 月に受けており、許可期間の 3 年を経過しようとしていることから、継続して営農型太陽光発電を行うため、申請されるものです。今回は、平成 26 年 1 回目の転用から、4 回目となる申請です。今回の一時転用の申請で、発電施設の構造等に変更はなく、下部の農地において生産されている農産物もサカキを引き続き栽培される予定です。

2番、合渡地区の申請は、農家住宅敷地に転用するものです。

申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設があるため、第3種農地と判断します。

よって、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第34号について説明を受けました。

議案第34号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第34号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第35号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第35号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

11ページの総括表をご覧ください。

今回は、3件、合計974.09平方メートルです。

12ページをお願いします。

1番、西郷地区の申請は、営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

申請地は議案第34号の1番との一体利用地です。この申請にかかる説明は、議案第34号の1番と同一となりますので、説明は先の説明に代えさせていただきます。

2番、岩地区の申請は、所有権の移転により建設業資材置場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の 2 分の 1 を超えないため、許可し得るものです。

3 番、日置江地区の申請は、所有権の移転により太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 35 号について説明を受けました。

議案第 35 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 35 号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告に移ります。

報告第 21 号から第 23 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 21 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について、説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

14 ページをお願いします。

届出は、54 件、合計 100,881.21 平方メートルです。

続きまして、報告第 22 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

16 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、18 件、合計 7,708.89 平方メートルです。

明細は、17 ページから 20 ページです。

続きまして、報告第 23 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

22 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、68 件、合計 25,586.73 平方メートルです。

明細は、23 ページから 40 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 5 年 6 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、本日が任期最後の総会でございます。

委員の皆様方には大変色々ご協力いただき、お世話になりましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 25 分閉会を宣す。